

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

徳島国民年金 事案702

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から44年12月まで
結婚後、義父が国民年金の加入手続を行い、未納期間の保険料を一括で納付してくれたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に関与しておらず、これら保険料納付等を行ったとする申立人の義父は既に死亡しており供述を得られないことから、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年1月頃に払い出されたと推認でき、当該時点において、申立期間のうち42年3月から同年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することはできないほか、同年10月から44年12月までの保険料は遡って納付することが可能であるが、申立人及びその義母から事情を聴取しても、当該期間に係る国民年金保険料が、遡って納付されたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、申立人の義父が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から47年9月1日まで

私が脱退手当金を受給したのは、「A事業所」における厚生年金保険被保険者期間のみであり、「B事業所」における厚生年金保険被保険者期間については受給していない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

日本年金機構が保管する申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書によれば、申立人の脱退手当金は、A事業所及びB事業所における厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎としている上、支給年月日及び支給額ともオンライン記録と一致している。

また、脱退手当金の支給額（3万7,076円）は、A事業所及びB事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額から算出した法定支給額と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、A事業所及びB事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されている上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。